

ORT 小児矯正治療利用規約

(2025 年 7 月 13 日施行)

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、医療法人社団 SDC（以下「当法人」といいます）が運営する Well-being Dental Clinic（以下「当院」）において提供される定期通院型の小児矯正治療サービス「ORT 矯正」（以下「本サービス」といいます）に関し、利用者（以下「患者」または「保護者」）との間の権利義務関係を定めるものです。本サービスをご利用いただくにあたり、本規約をよくお読みいただき、内容にご同意いただいた上でご契約をお願い申し上げます。

第 1 条【運営主体】

本サービスは、当法人が運営・管理を行い、契約、治療方針、費用の定め、規約の制定・改定等に関する一切の権限を有します。

第 2 条【利用資格】

本サービスは、当院による診査・診断の結果、対象となる小児患者であり、保護者が本規約に同意した方に限ります。

第 3 条【契約手続】

1. 本サービスのご利用には、当院の説明・同意書に署名いただくことで、契約とさせていただきます。
2. 初期費用・ORT 矯正費用・調整料は当院が定める料金表に従っていただきます。

第 4 条【定期通院および治療内容】

1. 本サービスは、定期通院による装置の調整・トレーニング指導・進捗管理等を含みます。
2. 保護者の協力により、在宅でのトレーニング継続が治療効果に重要であることを理解・実施していただきます。
3. 治療内容は、年齢・症状に応じて個別に決定され、患者に応じた最適な計画に基づきます。

第 5 条【治療期間と中断】

1. 治療期間は原則として1年半を目安としますが、症状により変動する場合があります。
2. 通院が一定期間中断される場合は当院よりお断りする場合があります、保留は最大6ヶ月間です。
3. 無断キャンセルまたは連絡なしの来院中断が2回以上続いた場合は、契約解除となる場合があります。

第 6 条【解約および返金】

1. 中途解約をご希望の場合は、書面にて解約届を提出してください。
2. 解約時点で未実施の治療分に関しては、所定の算定方法により返金を行うことがあります。
3. 治療途中での装置破損・紛失・再作成に伴う費用は別途発生します。

第 7 条【禁止事項および注意事項】

1. 本サービスの利用に際して、故意または重過失により装置や機器を破損した場合、実費を請求することがあります。
2. 指導に反する自宅管理不備が著しい場合、治療の継続が困難と判断されることがあります。
3. 他の患者・職員に迷惑となる行為がある場合、利用を制限または契約解除とすることがあります。

第 8 条【免責事項】

1. 本サービスに基づく治療結果は、成長・生活習慣・協力度等による個人差があります。
2. 医療上の合理的配慮をもって提供されたサービスに対し、当法人の故意または重大な過失がない限り、結果についての保証や損害賠償の責任を負いません。

第 9 条【個人情報の取扱い】

ご提供いただいた個人情報は、診療・管理・請求業務以外の目的には使用せず、当法人のプライバシーポリシーに基づいて適切に管理いたします。

第 10 条【規約の変更】

本規約は、医療制度の変更、社会情勢の変化等に応じて、事前に通知のうえ改定されることがあります。変更は当院掲示またはウェブサイトにて通知いたします。

第 11 条【準拠法および管轄】

本規約の準拠法は日本法とし、万が一紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。